# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月20日

【会社名】 トレンダーズ株式会社

【英訳名】 Trenders, Inc.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長 岡本 伊久男【本店の所在の場所】東京都渋谷区三丁目9番19号

【電話番号】 03-5774-8876

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレートDiv.担当 郭 翔愛

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区三丁目 9 番19号

【電話番号】 03-5774-8876

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレートDiv.担当 郭 翔愛

【縦覧に供する場所】 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)株式会社東京証券取引所

#### 1【提出理由】

当社は、平成27年3月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

- イ 銘柄 トレンダーズ株式会社 第4回新株予約権
- ロ 新株予約権の内容
- (1)発行数
  - 3,600個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式360,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### (2)発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、700円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成27年3月19日)の東京証券取引所における当社株価の終値668円/株、株価変動性57.31%、配当利回り0.0%(年率)、無リスク利子率0.36%(年率)や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額668円/株、満期までの期間10年、業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額である。

#### (3)発行価額の総額

2,520,000円

### (4)新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通 株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (5)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金668円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行 使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

臨時報告書

既発行株式数

<sub>:式数</sub> 新規発行株式数×1株当たり払

込金額

調整後行使価額 = 調整前行使 価額 ×

新規発行前の1株あたりの時価 既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社 普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行 う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (6)新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成30年7月1日 から平成37年4月23日までとする。

## (7)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成30年3月期から平成36年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記(a)から(c)に掲げる各金額以上である場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 営業利益が5億円以上である場合 行使可能割合:30%
- (b) 営業利益が7億円以上である場合 行使可能割合:50%
- (c) 営業利益が10億円以上である場合 行使可能割合:100%

上記 における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使まで継続的に、当社、当社子会社又は当社関連会社(以下、「当社関係会社」という。)の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役及びこれらに準ずる立場であるか、若しくは、当社又は当社関係会社との契約関係に従い当社又は当社関係会社の事業又は経営に協力する立場であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## (8)新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (9)新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 5 名 1,380個 (138,000株)

当社監査役 3名 236個(23,600株)

当社従業員 52名 1,984個 (198,400株)

臨時報告書

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に 規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社 との間の関係

該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以 上